

# 特約組立型総合保険 普通保険約款 目次

(2018年10月改定)

## この約款の趣旨

### 第1編 総則

- 第1条 総則
- 第2条 用語の意義

### 第2編 保険契約の締結に関する規定

- 第3条 保険契約の締結
- 第4条 告知義務

### 第3編 保険契約の給付に関する規定

- 第5条 保険金等の支払
- 第6条 保険金等の受取人

### 第4編 保険契約の締結後の取扱いに関する規定

#### 1 会社の責任開始期

- 第7条 会社の責任開始期

#### 2 保険料の払込・保険契約の失効

- 第8条 保険料の払込
- 第9条 保険契約の失効
- 第10条 保険料の払込方法<経路>
- 第11条 特約保険料の払込が免除された場合の取扱
- 第12条 保険料の払戻
- 第13条 払込期中または猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第14条 保険料の一括払込または前納

#### 3 保険料の自動貸付

- 第15条 保険料の自動貸付

#### 4 保険契約の復活

- 第16条 保険契約の復活

#### 5 保険金等の請求手続、支払の時期および場所ならびに支払方法の選択

- 第17条 保険金等の請求手続、支払の時期および場所

- 第18条 保険金の支払方法の選択

### 6 保険契約の内容の変更

- 第19条 払込方法の変更
- 第20条 保険金額等の減額
- 第21条 契約者の変更
- 第22条 死亡給付受取人の変更
- 第23条 傷害疾病給付受取人の変更
- 第24条 遺言による保険金等の受取人の変更
- 第25条 契約者または保険金等の受取人の代表者
- 第26条 契約者の住所の変更

### 7 契約者に対する貸付

- 第27条 契約者に対する貸付

### 8 貸付金の返済

- 第28条 貸付金の返済

### 9 保険契約の取消、無効および解除

- 第29条 詐欺による取消
- 第30条 不法取得目的による無効
- 第31条 告知義務違反による解除
- 第32条 重大事由による解除

### 10 解約等

- 第33条 解約
- 第34条 保険金等の受取人による保険契約の存続
- 第35条 保険契約の消滅

### 11 払戻金

- 第36条 払戻金

### 12 社員配当金

- 第37条 社員配当金の割当および支払

### 13 年齢の計算・その他

- 第38条 年齢の計算
- 第39条 年齢または性別の誤りの訂正
- 第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行
- 第41条 時効
- 第42条 契約内容の登録
- 第43条 情報端末による保険契約の申込等に関する特則

特約組立型総合保険 普通保険約款

## 特約組立型総合保険 普通保険約款

### この約款の趣旨

この普通保険約款は、特約組立型総合保険契約について、共通して適用される基本的な契約事項を規定しています。特約組立型総合保険契約の契約内容を定める保険約款は、この普通保険約款と、特約組立型総合保険契約に付加される特約によって構成され、特約組立型総合保険契約にはこの普通保険約款および当該特約が同時に適用されるものとします。

### 第1編 総則

#### (総則)

**第1条** この普通保険約款は、特約組立型総合保険契約（以下「この保険契約」といいます。）の保険約款の一部を構成するものであり、この保険契約に付加されている特約とあ

わせてこの保険契約の保険約款とします。

- この保険契約における成立から消滅までの取扱は、この普通保険約款およびこの保険契約に付加されている特約の規定によるものとします。
- この普通保険約款とこの保険契約に付加されている特約の規定の内容が重複する場合には、特約の規定が優先して適用されるものとします。

#### (用語の意義)

**第2条** この普通保険約款において使用する次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

号	用語	意義
(1)	保険金	この普通保険約款に別段の定めがない限り、この保険契約から支払われる保険給付 <sup>【備考1】</sup> のうち、死亡保険金、介護保険金その他の「保険金」の名称が付されたすべての保険給付 <sup>【備考1】</sup> をいいます。
(2)	年金	この普通保険約款に別段の定めがない限り、この保険契約から支払われる保険給付 <sup>【備考1】</sup> のうち、収入保障年金、介護年金その他の「年金」の名称が付されたすべての保険給付 <sup>【備考1】</sup> をいいます。
(3)	給付金	この普通保険約款に別段の定めがない限り、この保険契約から支払われる保険給付 <sup>【備考1】</sup> のうち、生存給付金、障害給付金その他の「給付金」の名称が付されたすべての保険給付 <sup>【備考1】</sup> をいいます。
(4)	死亡保険金等	前3号に定めるもののうち、死亡保険金、収入保障年金その他の被保険者の死亡を支払事由とする保険金、年金および給付金をいいます。
(5)	傷害疾病 保険金等	第1号から第3号までに定めるもののうち、高度障害保険金、介護年金、障害給付金その他の被保険者の傷害または疾病による所定の状態(死亡を除きます。)を支払事由とする保険金、年金および給付金をいいます。
(6)	保険料	保険契約者(以下「契約者」といいます。)がこの保険契約に対して払い込むべき保険料をいい、その金額は、第7号に定める特約保険料の額(この保険契約に2以上の特約が付加されているときは、その合計額とします。)とします。
(7)	特約保険料	この保険契約に付加されているそれぞれの特約に対して払い込まれるべき保険料をいい、前号の保険料が払い込まれた時に、各特約に充当されるものとします。

- この普通保険約款において使用する特約の名称については、その末尾に付されている「(2012)」等の番号を省略して記載するものとします。

#### 第2条 備考

##### 【備考1】 保険給付

特約に規定された支払事由に該当した場合に支払われる給付をいいます。

## 第2編 保険契約の締結に関する規定

#### (保険契約の締結)

**第3条** この保険契約は、契約者の申出により、次の各号に定める特約のうちから会社の定める範囲内で契約者が選択した特約を付加して締結するものとします。

号	特約の名称	号	特約の名称
(1)	定期保険特約	(8)	就業不能保障特約
(2)	収入保障特約	(9)	生存給付金付定期保険特約
(3)	終身保険特約	(10)	傷害特約
(4)	介護保障特約<有期型>	(11)	災害割増特約
(5)	介護保障特約<終身型>	(12)	収入保障特約<逓減型>
(6)	介護収入保障特約	(13)	生活障害保障特約
(7)	重度障害保障特約	(14)	介護終身年金特約<認知症加算型>

2 会社は、この保険契約を締結した場合、契約者に対して次の各号に定める事項を記載した保険証券を発行します。

- (1) 会社名
- (2) 契約者の氏名または名称
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 保険金、年金、給付金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
- (5) 支払事由
- (6) 保険期間
- (7) 保険金、年金、給付金の額およびその支払方法
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 契約日
- (10) 保険証券を作成した年月日

3 第1項のほか、契約者は、この保険契約の締結後に被保険者の同意および会社の承諾を得て、この保険契約に特約を付加することができます。

4 前項の規定によりこの保険契約に特約を中途付加した場合、会社は、新たな保険証券は発行しません。

5 この保険契約に付加する特約の被保険者はすべて同一とします。

#### (告知義務)

**第4条** 前条の規定によるこの保険契約の締結または特約の付加の際、この保険契約に付加する特約に規定された支払事由および特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、被保険者に関して会社所定の書面で質問した事項について、契約者または被保険者はその書面によって告知することを要します。ただし、会社の指定する医師の質問により告知を求める場合には、その医師に対して口頭で告知することを要します。

### 第3編 保険契約の給付に関する規定

#### (保険金等の支払)

**第5条** 会社は、この保険契約に付加されている特約に規定された支払事由が生じた場合に、当該特約およびこの普通保険約款の規定にしたがい、保険金、年金または給付金を支払います。

2 前項の保険金、年金または給付金の免責事由については、この保険契約に付加されている特約の規定によるものとします。

#### (保険金等の受取人)

**第6条** 契約者は、この保険契約の締結の際、この保険契約において死亡給付受取人を指定することを要します。

2 契約者は、この保険契約に傷害疾病保険金等のある特約を付加する場合には、この保険契約において傷害疾病給付受取人を指定することを要します。契約者がこの指定を行なわなかったときは、被保険者が傷害疾病給付受取人として指定されたものとします。

3 前項の特約をこの保険契約の締結後に付加する場合で、この保険契約において傷害疾

病給付受取人がすでに指定されているときは、前項の規定は適用しません。

- 4 本条の死亡給付受取人および傷害疾病給付受取人については、この保険契約に付加する特約ごとに異なる者を指定することはできません。

## 第4編 保険契約の締結後の取扱いに関する規定

### 1 会社の責任開始期

#### (会社の責任開始期)

第7条 会社は、次の時からこの保険契約上の責任を負います。

- (1) 会社が、この保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込を承諾した場合  
次のいずれか遅い時
    - ア. 第1回保険料相当額を受け取った時
    - イ. 被保険者に関する告知を受けた時
- 2 前項の規定による会社の責任開始の日を、この保険契約の契約日とします。
- 3 会社がこの保険契約の申込を承諾した場合には、第3条（保険契約の締結）第2項に定める保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

### 2 保険料の払込・保険契約の失効

#### (保険料の払込)

第8条 保険料の払込期月および猶予期間は、保険料の払込方法<回数>に応じてそれぞれ次のとおりとします。なお、この保険契約に付加する特約ごとに保険料の払込方法<回数>を選択することはできません。

保険料の払込方法<回数>	払込期月	猶予期間
月払	月単位の契約応当日 <sup>【備考1】</sup> の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から末日まで。
半年払	半年単位の契約応当日 <sup>【備考1】</sup> の属する月の初日から末日まで。	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで。 <sup>【備考2】</sup>
年払	年単位の契約応当日 <sup>【備考1】</sup> の属する月の初日から末日まで。	

- 2 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第10条第1項に定める払込方法<経路>にしたがい、前項の払込期月内に払い込んでください。この場合、本項の保険料の額は第2条（用語の意義）第1項第6号に定めるとおりとし、一部の特約の特約保険料のみを払い込むことはできません。
- 3 前項で払い込むべき保険料は、その払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
- 4 この保険契約の締結後に特約を中途付加した場合、本条の規定は、中途付加した特約の特約保険料も含めたこの保険契約の保険料について適用します。

#### (保険契約の失効)

第9条 前条第2項の保険料が猶予期間内に払い込まれず、かつ、その保険料について保険料の自動貸付（第15条）が行なわれないときは、この保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

- 2 この保険契約が効力を失った場合、契約者は、この保険契約を解約した場合の払戻金（第36条）があるときはこれを請求することができます。

#### (保険料の払込方法<経路>)

第10条 契約者は、次の各号に定めるいずれかの保険料の払込方法<経路>を選択することができます。ただし、この保険契約に付加する特約ごとに保険料の払込方法<経路>

#### 第8条 備考

##### 【備考1】 契約応当日

契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

##### 【備考2】 翌々月の月単位の契約応当日まで。

払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までとします。

#### 第10条 備考

##### 【備考1】 団体扱

所属団体と会社との間に団

を選択することはできません。

号	保険料の 払込方法<経路>	内容
(1)	口座振替扱	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2)	団体扱 <sup>【備考1】</sup>	所属団体を通じ払い込む方法
(3)	集金扱 <sup>【備考2】</sup>	会社の派遣した集金人に払い込む方法
(4)	送金扱 <sup>【備考3】</sup>	会社の指定した金融機関等の口座に送金することにより払い込む方法
(5)	店頭持参扱	会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

- 2 前項第3号の払込方法<経路>による場合で、払込期月内に第8条第2項の保険料の払込がないときは、その保険料を猶予期間（第8条）内に会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間内でも集金人を派遣します。
- 3 第1項第3号の払込方法<経路>による場合で、保険料の払込方法<回数>（第8条）が月払のこの保険契約について猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。

#### （特約保険料の払込が免除された場合の取扱）

- 第11条** 被保険者が、この保険契約に付加されている特約に規定された特約保険料の払込免除事由に該当し、特約保険料の払込が免除されるときは、次の払込期月<sup>【備考1】</sup>以後のこの保険契約の保険料の払込は不要とします。
- 2 前項の規定により保険料の払込が不要となった場合には、以後、払込期月の契約当日ごとに保険料の払込があったものとして取り扱います。
  - 3 第1項の規定により保険料の払込が不要となった保険契約については、特約保険料の払込免除事由の発生時以後、この普通保険約款に定める次の各号の取扱に関する規定は適用しません。
    - (1) 払込方法の変更
    - (2) 保険金額等の減額

#### （保険料の払戻）

- 第12条** 第8条（保険料の払込）第2項の保険料がその払込期月の契約当日の前日まで払い込まれ、かつ、その日までに次の各号に定める事由に該当したことにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料<sup>【備考1】</sup>を契約者<sup>【備考2】</sup>に払い戻します。
- (1) この保険契約の消滅
  - (2) この保険契約に付加されている特約の消滅または保険金額もしくは年金額の減額
  - (3) 年金の支払事由の発生
  - (4) 特約保険料の払込免除事由の発生
- 2 保険料の払込方法<回数>（第8条）が年払または半年払のこの保険契約において、前項第1号から第3号までの事由に該当し、かつ、その該当した日<sup>【備考3】</sup>を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれている場合には、会社の定める方法により計算した保険料期間の未経過期間<sup>【備考4】</sup>に対応する保険料<sup>【備考5】</sup>に相当する金額を契約者<sup>【備考2】</sup>に払い戻します。ただし、保険契約の転換によってこの保険契約が消滅する場合には、その金額を転換価格に充当します。

体取扱契約が締結されている場合に限り選択することができます。

#### 【備考2】 集金扱

契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り選択することができます。

#### 【備考3】 送金扱

保険料の払込方法<回数>（第8条）が年払または半年払の場合に限り選択することができます。

#### 第11条 備考

#### 【備考1】 次の払込期月

払込期月の初日から契約当日の前日までに特約保険料の払込免除事由に該当したときは、その払込期月とします。

#### 第12条 備考

#### 【備考1】 払い込まれた保険料

保険料の一部の払込を要しなくなった場合は、払い込まれた保険料のうちその払込を要しなくなった部分に限ります。

#### 【備考2】 契約者

保険金、年金または責任準備金が支払われる場合は、特約の規定によりその支払を受けるべき者とします。

#### 【備考3】 該当した日

この保険契約に付加されているリビング・ニーズ特約の特約保険金が支払われることによって第1項第1号または第2号の事由に該当した場合は、その特約保険金の請求日の6ヵ月後の当日とします。

(払込期月中または猶予期間中に保険事故が発生した場合)

**第13条** 第8条（保険料の払込）第2項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月中の契約応当日以後猶予期間の満了日までに次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	保険金、年金または給付金の支払事由	未払込の保険料を支払うべき保険金、年金または給付金から差し引きます。ただし、支払うべき金額が未払込の保険料に不足する場合は、契約者は、その未払込の保険料を猶予期間の満了日までに払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険金、年金または給付金を支払いません。
(2)	特約保険料の払込免除事由	契約者は、猶予期間の満了日までに未払込の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれない場合には、会社は、特約保険料の払込を免除しません。

(保険料の一括払込または前納)

**第14条** 保険料の払込方法<回数>（第8条）が月払のこの保険契約において、契約者は当月分以後3ヵ月分から12ヵ月分までの保険料を一括払することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 会社所定の率で保険料を割り引きます。
  - (2) この保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、一括払の保険料中に翌月分以後の保険料<sup>【備考1】</sup>があるときは、その残額を契約者<sup>【備考2】</sup>に払い戻します。
- 2 保険料の払込方法<回数>（第8条）が年払または半年払のこの保険契約において、契約者は、年払の場合は2年以上、半年払の場合は1年以上の将来の保険料を前納することができます。この場合、次のとおり取り扱います。
- (1) 会社所定の率で保険料を割り引きます。
  - (2) 保険料の前納金は、会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
  - (3) この保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合に、次期以後の保険料の前納分があるときは、保険料の前納金の残額を契約者<sup>【備考2】</sup>に払い戻します。

**【備考4】 保険料期間の未経過期間**

第1項第1号から第3号までの事由に該当した日<sup>【備考3】</sup>の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数とします。

**【備考5】 保険料**

第1項第2号または第3号の事由による場合は、その事由に該当した特約の特約保険料（特約の保険金額または年金額が減額されたときは、その減額部分に対応する特約保険料）とします。

**第14条 備考**

**【備考1】 翌月分以後の保険料**

払込期月の初日から契約応当日の前日までにこの保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合は、当月分以後の保険料とします。

**【備考2】 契約者**

保険金、年金または責任準備金が支払われる場合は、特約の規定によりその支払を受けるべき者とします。

### 3 保険料の自動貸付

#### (保険料の自動貸付)

**第15条** 第8条（保険料の払込）第2項の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合でも、この保険契約が保険料の払込方法<回数>（第8条）に応じた次の各号に定める条件を満たすときは、会社は、当該各号に定める取扱を行なうことによりこの保険契約を有効に継続させます。

号	区分	条件	取扱の内容
(1)	保険料の払込方法<回数>が月払の保険契約の場合	未払込月から6ヵ月分の保険料を払い込んだものとして計算した、この保険契約が解約された場合の払戻金額 <sup>【備考1】</sup> （第36条）が、未払込月から6ヵ月分の保険料とこれに対する利息との合計額をこえていること。	未払込月から6ヵ月分の保険料に相当する金額を、猶予期間の満了日に自動的に貸し付けたものとして、これを保険料の払込に充当します。
(2)	保険料の払込方法<回数>が年払または半年払の保険契約の場合	払い込むべき保険料を払い込んだものとして計算した、この保険契約が解約された場合の払戻金額 <sup>【備考1】</sup> （第36条）が、払い込むべき保険料とこれに対する利息との合計額をこえていること。	払い込むべき保険料に相当する金額を、猶予期間の満了日に自動的に貸し付けたものとして、これを保険料の払込に充当します。

2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、保険料の払込方法<回数>（第8条）に応じて、次のとおり元金に繰り入れます。

(1) 保険料の払込方法<回数>が月払の場合、猶予期間の満了日から6ヵ月ごとに元金に繰り入れます。

(2) 保険料の払込方法<回数>が年払または半年払の場合、次期以後の保険料の猶予期間が満了するごとに元金に繰り入れます。

3 第1項の規定にかかわらず、契約者からあらかじめ反対の申出があった場合には、本条の貸付は行ないません。

4 本条の規定によって保険料の自動貸付が行なわれた場合でも、猶予期間経過後3ヵ月以内に、契約者から解約（第33条）または特約の保険金額もしくは年金額の減額（第20条）の請求があったときは、会社は、自動貸付を行なわなかったものとして、その請求による取扱をします。

### 4 保険契約の復活

#### (保険契約の復活)

**第16条** この保険契約が効力を失ってから3年以内であれば、契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してこの保険契約の復活を請求することができます。この場合、この保険契約に付加されているすべての特約について復活の請求があったものとして取り扱います。

2 会社がこの保険契約の復活を承諾したときは、契約者は、遅滞なく延滞保険料に会社所定の利率で計算した利息を付けた金額<sup>【備考1】</sup>を会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

3 第4条（告知義務）および第7条（会社の責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第7条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えるものとし、また、同条第3項の規定にかかわらず、保険証券は発行しません。

### 5 保険金等の請求手続、支払の時期および場所ならびに支払方法の選択

#### (保険金等の請求手続、支払の時期および場所)

**第17条** 保険金、年金、給付金（以下本条において「保険金等」といいます。）の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた場合には、契約者または支払事由が生じた保

#### 第15条 備考

##### 【備考1】 払戻金額

すでに本条または第27条（契約者に対する貸付）の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。

#### 第16条 備考

##### 【備考1】 延滞保険料に会社所定の利率で計算した利息を付けた金額

第27条第4項により効力を失った場合は、貸付金の元利金または会社の定める方法により計算した金額を加えた金額とします。

#### 第17条 備考

##### 【備考1】 保険金等の受取人特約保険料の払込免除につ

険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 支払事由が生じた保険金等の受取人<sup>【備考1】</sup>は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、保険金等の支払または特約保険料の払込免除を請求してください。
- 3 保険金等は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に本社で支払います。
- 4 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号<sup>【備考2】</sup>に掲げる場合において、この保険契約の締結時から保険金等請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行いません。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
(1)	保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由に該当する事実の有無
(2)	保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4)	この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第32条第1項第3号アからオまでに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

号	確認する事項	特別な照会・調査の内容	日数
(1)	前項各号に定める事項	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2)	前項各号に定める事項	弁護士法（昭和24年 法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(3)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4)	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5)	前項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

- 6 前2項の場合、会社は、保険金等を請求した受取人に通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

いては、契約者とします。

**【備考2】各号**

被保険者の生存を支払事由とする保険金等の場合は、第1号または第4号とします。

- 8 2以上の保険金等の支払事由が重複して生じた場合、第3項から前項までの規定は、それぞれの保険金等の請求について適用します。
- 9 第3項から前項までの規定は、特約保険料の払込免除の請求について準用します。

#### (保険金の支払方法の選択)

- 第18条** 契約者<sup>【備考1】</sup>は、会社の定める範囲内で、保険金<sup>【備考2】</sup>の一時支払にかえて、年金支払特約による支払を選択することができます。
- 2 前項の取扱は、契約者<sup>【備考1】</sup>が年金支払特約の締結を会社に申し出た際に会社が年金支払特約の締結を取り扱っている場合に限り行なうことができるものとしします。

#### 第18条 備考

##### 【備考1】 契約者

保険金の支払事由発生後は、その受取人としします。

##### 【備考2】 保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

## 6 保険契約の内容の変更

#### (払込方法の変更)

- 第19条** 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、月払、半年払または年払の保険料の払込方法<回数>（第8条）を相互に変更することができます。ただし、保険料が会社の定めた金額未満となる場合には、この取扱をしません。
- 2 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、会社の取扱範囲内で、保険料の払込方法<経路>（第10条）を変更することができます。
- 3 保険料の払込方法<経路>が第10条第1項第1号から第4号までのいずれかの場合において、この保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、契約者は、保険料の払込方法<経路>を他の払込方法<経路>に変更してください。この場合、保険料の払込方法<経路>の変更を行なうまでの間の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込んでください。

#### (保険金額等の減額)

- 第20条** 契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出して、この保険契約に付加している特約（年金の支払事由がすでに生じている特約を除きます。）の保険金額または年金額を将来に向かって減額することができます。ただし、減額後の保険金額または年金額が会社の定めた金額に満たないときは、本条の取扱をしません。
- 2 前項の場合、減額分については解約されたものとして取り扱い、その部分に対応する払戻金（第36条）があるときはこれを契約者に支払います。

#### (契約者の変更)

- 第21条** 契約者は、被保険者および会社の同意を得て、この保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

#### (死亡給付受取人の変更)

- 第22条** 契約者は、被保険者の死亡前に限り、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡給付受取人を変更することができます。
- 2 契約者が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が死亡給付受取人に支払うべき保険金、年金、給付金等を変更前の死亡給付受取人に支払ったときは、その支払後に変更後の死亡給付受取人から重複してその保険金、年金、給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 被保険者の死亡以前に死亡給付受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡給付受取人としします。
- 5 前項の規定により死亡給付受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡給付受取人となった者のうち生存している他の死亡給付受取人を死亡給付受取人としします。
- 6 前2項により死亡給付受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等と

します。

#### (傷害疾病給付受取人の変更)

**第23条** 契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、傷害疾病給付受取人を変更することができます。

- 2 契約者が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 第1項の通知が会社に到達する前に、会社が傷害疾病給付受取人に支払うべき保険金、年金、給付金等を変更前の傷害疾病給付受取人に支払ったときは、その支払後に変更後の傷害疾病給付受取人から重複してその保険金、年金、給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 傷害疾病給付受取人が被保険者以外の場合で、傷害疾病給付受取人が死亡したときは、その法定相続人を傷害疾病給付受取人とします。
- 5 前項の規定により傷害疾病給付受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により傷害疾病給付受取人となった者のうち生存している他の傷害疾病給付受取人を傷害疾病給付受取人とします。
- 6 前2項により傷害疾病給付受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

#### (遺言による保険金等の受取人の変更)

**第24条** 前2条に定めるほか、契約者は、法律上有効な遺言により、死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人を変更することができます。ただし、死亡給付受取人の変更については被保険者の死亡前に限ります。

- 2 前項の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による受取人の変更は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 契約者の相続人が前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

#### (契約者または保険金等の受取人の代表者)

**第25条** この保険契約につき、契約者、死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人が2人以上いる場合は、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の契約者、死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人を代理するものとします。

- 2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、会社が契約者、死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 契約者が2人以上いる場合には、その責任は連帯とします。

#### (契約者の住所の変更)

**第26条** 契約者が住所<sup>【備考1】</sup>を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 前項の通知がなく、契約者の住所<sup>【備考1】</sup>を会社が確認できなかった場合には、会社が知った最終の住所<sup>【備考1】</sup>あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

## 7 契約者に対する貸付

#### (契約者に対する貸付)

**第27条** 契約者は、この保険契約を解約した場合の払戻金額<sup>【備考1】</sup>（第36条）の所定範囲内で貸付を受けることができます。ただし、この取扱は、この保険契約に終身保険特約、介護保障特約<終身型>または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合に限るものとし、また、貸付金の額は、会社の定める金額以上であることを要します。

- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算します。
- 3 契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 第15条および本条の貸付金の元利金が、この保険契約を解約した場合の払戻金額（第36条）をこえるに至った場合には、この保険契約は効力を失います。

#### 第26条 備考

##### 【備考1】住所

通信先および集金先を含みます。

#### 第27条 備考

##### 【備考1】払戻金額

すでに本条または第15条（保険料の自動貸付）の貸付金がある場合には、その元利金を差し引いた残額とします。

## 8 貸付金の返済

### (貸付金の返済)

**第28条** 契約者は、いつでも前条または第15条（保険料の自動貸付）の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。

2 会社は、次の各号の場合に、前条または第15条（保険料の自動貸付）の貸付金があるときは、それぞれの場合に支払うべき金額から貸付金の元利金を差し引きます。ただし、支払うべき金額が貸付金の元利金に不足する場合には、その金額を貸付金の元利金の一部返済に充当します。

- (1) この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約が消滅したとき。
- (2) この保険契約に付加されている特約の保険金額または年金額の減額が行なわれたとき。
- (3) 次に定める年金または給付金の支払事由が生じたとき。
  - ア. 高度障害年金
  - イ. 介護年金
  - ウ. 第1回の就業不能年金
  - エ. 生存給付金
  - オ. 第1回の介護終身年金
- (4) 年齢または性別の誤りの訂正により支払われる金額があるとき。

## 9 保険契約の取消、無効および解除

### (詐欺による取消)

**第29条** 契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の締結もしくは復活または特約の付加が行なわれたときは、会社は、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約の取消を行なうことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### (不法取得目的による無効)

**第30条** 契約者が死亡保険金等もしくは傷害疾病保険金等を不法に取得する目的または他人に死亡保険金等もしくは傷害疾病保険金等を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結もしくは復活または特約の付加を行なったときは、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

### (告知義務違反による解除)

**第31条** 契約者または被保険者が、第4条（告知義務）または第16条（保険契約の復活）第3項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除することができます。

- 2 会社は、死亡保険金等もしくは傷害疾病保険金等（以下本条において「保険金等」といいます。）の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除することができます。
- 3 前項によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除した場合、会社は、保険金等の支払または特約保険料の払込免除をしません。また、すでに保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 4 前項の規定にかかわらず、保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等の支払または特約保険料の払込免除をします。
- 5 本条によるこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明である場合、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。

### 第31条 備考

#### 【備考1】責任開始

第3条（保険契約の締結）第3項の規定により付加された特約については、当該特約の責任開始とします。また、この保険契約の復活（第16条）の際の告知義務違反による解除については、その復活の際の責任開始とします。

- 6 本条の規定によってこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除した場合に、その部分に対応する払戻金（第36条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。
- 7 会社は、次のいずれかの場合には、本条の規定による解除を行なうことができません。
- (1) 会社が、この保険契約の締結もしくは復活または特約の付加の際に、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき。
  - (2) 会社のために保険契約締結の媒介を行なうことができる者（以下本条において「保険媒介者」といいます。）が、第4条（告知義務）または第16条（保険契約の復活）第3項の規定による告知の際に、契約者または被保険者がその告知をすることを妨げたとき。
  - (3) 保険媒介者が、第4条（告知義務）または第16条（保険契約の復活）第3項の規定による告知の際に、契約者または被保険者に対し、事実を告げないか、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1ヵ月を経過したとき。
  - (5) 責任開始<sup>【備考1】</sup>の日から起算して2年以内に保険金等の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じなかったとき。
- 8 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為によらなかつたとしても、契約者または被保険者が、第4条（告知義務）または第16条（保険契約の復活）第3項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- 9 この保険契約の締結後に中途付加された特約の告知義務違反による解除の規定の取扱にあたっては、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) この保険契約に特約を中途付加した際に告知義務違反があった場合、その告知義務違反による解除に関する本条の規定は、その中途付加した特約についてのみ適用するものとします。
  - (2) この保険契約の締結または復活の際に告知義務違反があった場合でも、その後に行なわれた特約の中途付加の際に告知義務違反がないときは、この保険契約の締結または復活の際の告知義務違反に関する本条の規定は、その中途付加された特約には適用しません。

#### （重大事由による解除）

**第32条** 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除することができます。

号	重大事由
(1)	契約者、被保険者（死亡保険金等の場合は被保険者を除きます。）または死亡保険金等もしくは傷害疾病保険金等の受取人がこの保険契約の死亡保険金等もしくは傷害疾病保険金等（特約保険料の払込免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この保険契約の死亡保険金等または傷害疾病保険金等の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	契約者、被保険者または保険金、年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。 エ. 契約者または保険金、年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

#### 第32条 備考

**【備考1】年金の支払事由がすでに生じている特約**  
 未払年金の現価の一括支払の請求に関する定めがある特約に限ります。

(4)	他の保険契約（契約者、被保険者または保険金、年金もしくは給付金の受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。）が重大事由によって解除されることなどにより、会社の契約者、被保険者または保険金、年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
-----	---

- 2 会社は、保険金、年金もしくは給付金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除することができます。なお、前項第3号のみに該当したことにより、年金の支払事由が生じた後にその支払事由が生じた特約を解除する場合で、前項第3号アからオまでに該当したのが年金の受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、当該特約のうちその受取人に関する部分のみを解除するものとします。この場合、第3項および第5項の規定は、その解除した部分について適用します。
- 3 前項によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除した場合、会社は、第1項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料の払込免除事由による保険金、年金もしくは給付金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号アからオまでに該当したのが保険金または給付金の受取人のみであり、その受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下本項において同じ。）の支払または特約保険料の払込免除をしません。また、この場合に、すでに保険金、年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込を免除していたときは、その特約保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
- 4 本条によるこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約の解除は、契約者に対する通知によって行ないます。ただし、契約者またはその住所が不明であるか、その他正当な理由によって契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金、年金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 5 本条の規定によってこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除した場合に、その部分に対応する第36条の払戻金（年金の支払事由がすでに生じている特約<sup>【備考11】</sup>については、当該特約に定める未払年金の現価の一括支払が請求されたものとして計算した金額とします。以下本項において同じ。）があるときは、会社はその払戻金を契約者（年金の支払事由がすでに生じている特約<sup>【備考11】</sup>については、その年金の受取人となります。）に支払います。
- 6 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第3項の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払わない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を契約者に支払います。

## 10 解約等

### （解約）

**第33条** 契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約またはこの保険契約に付加している特約（年金の支払事由がすでに生じている特約を除きます。）の解約を請求することができます。

- 2 前項の規定によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約が解約された場合、その部分に対応する払戻金（第36条）があるときは、会社はその払戻金を契約者に支払います。

### （保険金等の受取人による保険契約の存続）

**第34条** 契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のいずれかに該当する死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人が、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会

社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 契約者の親族

(2) 被保険者または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

3 死亡給付受取人または傷害疾病給付受取人は、前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表1）を会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	保険金または給付金の支払事由が生じ、会社がその保険金または給付金を支払うべき場合で、その支払によりこの保険契約またはこの保険契約に付加されている特約が消滅する場合	会社は、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金または給付金の受取人に支払います。
(2)	この保険契約に付加されている特約の生存給付金の支払事由が生じ、会社がその生存給付金を支払うべき場合	会社は、その支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、契約者に支払います。
(3)	この保険契約に付加されている特約の収入保障年金、高度障害年金または介護年金（以下本号において「特約年金」といいます。）の支払事由が生じ、会社がその特約年金を支払うべき場合	会社は、第1回の特約年金の支払日に特約年金の一括支払が行なわれた場合に支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を特約年金の受取人に支払い、特約年金の支払事由が生じた特約は消滅します。
(4)	この保険契約に付加されている就業不能保障特約の第1回就業不能年金の支払事由が生じ、会社がその就業不能年金を支払うべき場合	会社は、第1回就業不能年金の支払事由の発生と同時に就業不能保障特約が解約された場合に支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を契約者に支払い、就業不能保障特約は消滅します。
(5)	この保険契約に付加されている介護終身年金特約<認知症加算型>の第1回介護終身年金の支払事由が生じ、会社がその介護終身年金を支払うべき場合	会社は、第1回介護終身年金の支払事由の発生と同時に介護終身年金特約<認知症加算型>が解約された場合に支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を契約者に支払い、介護終身年金特約<認知症加算型>は消滅します。

#### （保険契約の消滅）

**第35条** この保険契約に付加されている第3条（保険契約の締結）第1項各号の特約<sup>【備考1】</sup>がすべて消滅した場合には、この保険契約は消滅するものとします。

2 第3条（保険契約の締結）第1項各号の特約<sup>【備考1】</sup>のうち、年金の支払事由が生じた特約以外にこの保険契約に付加されている特約がなくなった場合には、この保険契約は消滅したものとみなします。

#### 第35条 備考

**【備考1】第3条（保険契約の締結）第1項各号の特約**

この保険契約の締結後に付加された会社の定める特約を含みます。

## 11 払戻金

### (払戻金)

**第36条** この保険契約における払戻金は、付加されている特約<sup>【備考1】</sup>ごとに、経過年月数<sup>【備考2】</sup>によって計算します。

2 本条の払戻金の支払については、第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定を準用します。

## 12 社員配当金

### (社員配当金の割当および支払)

**第37条** 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に次の各号に該当するこの保険契約に対して、会社の定める方法で計算した社員配当金を割り当てます。

割り当てた社員配当金は、それぞれ当該各号に定める方法により支払います。ただし、保険料払込中の保険契約においては、第1号または第2号の場合は割当を行なった次の事業年度中の年単位の契約応当日の前日まで、第4号、第5号または第6号の場合は消滅または支払事由発生の直前の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれているときに限ります。

号	割当の対象となる保険契約	支払方法
(1)	次の事業年度中に、契約日の5年ごとの応当日（以下本条において「5年ごとの応当日」といいます。）が到来する保険契約	次の方法によって支払います。 ア. 次の事業年度に到来する5年ごとの応当日から会社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てます。 イ. 前アの規定によって積み立てた社員配当金は、この保険契約が消滅した場合または契約者から請求があった場合に契約者に支払います。ただし、この保険契約の消滅時に保険金、年金、給付金または責任準備金を支払うときは、保険金、年金、給付金または責任準備金とともにその支払を受けるべき者に支払います。
(2)	次の事業年度中に、付加されている特約 <sup>【備考1】</sup> の保険期間が満了する保険契約	前号の規定に準じて積み立てます。ただし、その特約の保険期間満了によりこの保険契約が消滅する場合は、契約者に支払います。
(3)	次の事業年度中に、保険契約の転換により消滅する保険契約	転換価格に充当します。
(4)	次の事業年度中に、契約日および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	死亡保険金、収入保障年金または責任準備金とともにその支払を受けるべき者に支払います。

### 第36条 備考

#### 【備考1】特約

特約条項において払戻金がないことを定めている特約を除きます。

#### 【備考2】経過年月数

特約保険料払込中の特約で、経過年月数が特約保険料が払い込まれた年月数をこえている場合は、特約保険料が払い込まれた年月数とします。

### 第37条 備考

#### 【備考1】特約

傷害特約、災害割増特約その他の特約条項に社員配当金の支払がないことを定めている特約を除きます。

#### 【備考2】消滅

付加されている特約<sup>【備考1】</sup>の消滅および保険金額または年金額の減額を含みます。

(5)	次の事業年度中に、契約日および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して、付加されている特約 <sup>【備考1】</sup> の保険金、高度障害年金、介護年金、第1回の就業不能年金または第1回の介護終身年金の支払事由が発生する保険契約（その保険金または年金が支払われる場合に限ります。）。ただし、前号に該当する保険契約を除きます。	特約の保険金または年金とともにその受取人に支払います。
(6)	次の事業年度中に、前4号以外の事由により、契約日からその日を含めて2年および直前の5年ごとの応当日からその日を含めて1年を経過して消滅 <sup>【備考2】</sup> する保険契約	契約者に支払います。

2 前項の割当のほか、会社は、この保険契約が所定の条件を満たす場合にも、社員配当金を割り当てることがあります。この社員配当金は、前項各号に定める支払方法に準じた方法により支払います。

3 第17条（保険金等の請求手続、支払の時期および場所）の規定は、本条第1項第1号の場合に準用します。

### 13 年齢の計算・その他

#### （年齢の計算）

**第38条** 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

#### （年齢または性別の誤りの訂正）

**第39条** 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。

号	区分	取扱の内容
(1)	契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲内であった場合	契約当初から実際の契約年齢でこの保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料またはこの保険契約に付加されている特約の保険金額もしくは年金額を更正します。
(2)	契約日における被保険者の実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外であった場合	ア. 年齢の誤りが発見された日における被保険者の実際の年齢が、会社の契約する年齢の範囲内であった場合には、その最低の契約年齢に達した日にこの保険契約を締結または特約を付加したものとみなし、すでに払い込まれた保険料をその保険料に充当します。 イ. 前ア以外の場合は、この保険契約またはこの保険契約に付加されている特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻します。

2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、契約当初から契約日における実際の性別でこの保険契約を締結していたものとみなして、会社の定める方法により計算した金額を授受し、保険料を更正します。

(被保険者の業務の変更、転居および旅行)

**第40条** 被保険者がこの保険契約の継続中に、どのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も特別保険料の請求もしないで、保険契約上の責任を負います。

(時効)

**第41条** 保険金、年金、給付金、払戻金、責任準備金、社員配当金その他のこの保険契約にもとづく諸支払金の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

(契約内容の登録)

**第42条** 会社は、契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
  - (2) この保険契約に付加されている特約の死亡保険金の金額（収入保障特約の換算保障額<sup>【備考1】</sup>を含みます。）
  - (3) この保険契約に付加されている傷害特約および災害割増特約の災害保険金および災害割増保険金の金額
  - (4) 契約日（復活または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
  - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じとします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、「被保険者」、「保険契約」、「死亡保険金」、「災害死亡保険金」、「保険金額」、「高度障害保険金」とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、「被共済者」、「共済契約」、「死亡共済金」、「災害死亡共済金」、「共済金額」、「後遺障害共済金」と読み替えます。

第42条 備考

**【備考1】換算保障額**

収入保障特約に定める特約年金の支払事由が生じた日において、年金支払期間中に支払うべき特約年金を一括支払するときの金額をいいます。

(情報端末による保険契約の申込等に関する特則)

**第43条** 契約者または被保険者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末等の情報機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込または告知をすることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 契約者は、保険契約申込書への記載に代えて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。
- (2) 契約者または被保険者は、書面による告知に代えて、情報端末への表示により会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、告知することができるものとします。